

ちばけん

障害者社会参加推進センターだより

発行・編集 千葉県障害者社会参加推進センター

第 26 号

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県身体障害者福祉協会内
TEL 043-245-1571・FAX 043-245-1578 E-mail: bcg03245@nifty.com
<http://chibashinsyoukyou.style.coocan.jp/>



「千葉県文化芸術推進基本計画」

千葉県では、あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指し、令和 4 年 3 月に「千葉県文化芸術推進基本計画」を策定しました。本計画の下、県民の皆様をはじめ、国、市町村、文化芸術団体、企業などの多様な関係者と連携・協力し、さらに効果的な文化芸術振興施策の推進を図ります。

1 計画について

本計画は、国の「文化芸術基本法」第 4 条及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」第 7 条の規定により、文化芸術振興のために取り組むべき基本的な方向性等を定めるものです。

2 目指す姿

「あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会」

3 計画期間

令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間

4 施策の柱

(1) あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり

文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境を整備する。

(2) ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり

県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し、未来に継承する。

(3) 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、他分野の連携により文化芸術が社会の様々な場面で輝く機会を創出する。

(4) 時代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり

新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者に文化芸術に触れる機会を創出する。

(5) ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

ちばの強みを生かした「ちば文化」のブランド化と、近年、文化芸術の新たな表現手段や発信・保存方法として発達してきたテクノロジーの導入や、伝統文化及び地域固有の文化と国内外とのコラボレーションなどにより、新たな「ちば文化」の創造を進める。

（参照）

「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の概要

「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が平成 30 年 9 月定例県議会において議員提案により成立し、平成 30 年 10 月 19 日公布、施行されました。

【目的】

文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

【基本理念（抜粋）】

- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。
- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。
- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

【主な施策】

文化芸術に関する発信等

- ・県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

県民の鑑賞等の機会の充実

- ・広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

県民の文化芸術活動の充実

- ・年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

[出典：千葉県ホームページ]



（参照）

「文化芸術基本法」

第193回国会（常会）において成立した「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が、平成29年6月23日に平成29年法律第73号として公布、施行されました。

【改正の趣旨】

今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

【改正の概要】

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

今回の改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定されました。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記されました。

このほか、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされました。

また、新法では、文部科学省、内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等による「文化芸術推進会議」を設けることとされています。

改正法の附則においては、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、政府は文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とされています。

今後は、今回の改正趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携のこれまで以上の連携により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されます。

[出典：文化庁ホームページ]



千葉県障害者社会参加推進センターについて

千葉県障害者社会参加推進センターは、障害の有無にかかわらず、誰もが、家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、関係団体、関係機関の協力のもと、障害者の地域における自立生活と社会参加をめざしています。

【構成団体】

（社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター1F

TEL 043(245)1746 FAX 043(245)1578 Eメール：bcg03245@nifty.com

（公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F

TEL 043(245)1732 FAX 043(245)1742 Eメール：chiba-sikyuu@nifty.com

（社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会）

〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3 視覚障害者総合支援センターちば

TEL 043(421)5199 FAX 043(421)5179 Eメール：jimukyokuchibaken@tisikyo.jp

（社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会）

〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12 千葉県聴覚障害者センター

TEL 043(308)6372 FAX 043(308)5562 Eメール：chibadeaf@deaf.or.jp

（公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F

（月・火・金曜日 午前10時～午後4時）

TEL 043(309)7571 FAX 043(309)7572 Eメール：chiba-m@violin.ocn.ne.jp

（千葉県喉摘者団体京葉喉友会）

〒270-0176 流山市加 1-5-1 サウスコート 1-312 川波俊彦方

TEL 04(7159)2163 FAX 04(7159)2163 Eメール：it181325@yahoo.co.jp

（一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F

TEL 043(246)2181 FAX 043(242)6494 Eメール：info@chi-ikuseikai.com

（NPO法人 千葉県精神障害者家族会連合会）

〒262-0005 千葉市花見川区こてはし台 2-7-4

TEL 090(3095)7938 FAX 043(259)8729 Eメール：chibakenkaren@gmail.com

（千葉県健康福祉部障害者福祉推進課）

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL 043(223)2340 FAX 043(221)3977